

事 務 連 絡

平成29年7月12日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課

試行運用期間における問題発生時の対応及び厚生労働省への連絡等の詳細について
（依頼）

予防接種に係る業務の運用につきましては平素から格別のご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

今般、総務省より各府省宛に「試行運用期間における問題発生時の対応及び連絡等の詳細について(依頼)」(平成29年7月5日付総官参第18号)(別添参考1)が発出され、関係制度部局を通じ、それぞれの所管制度の実務を行う地方公共団体に対して、問題発生時の対応及び連絡等について、対応に遺漏がないよう適切に周知・助言等を行うよう依頼があったところです。

つきましては、各都道府県におかれましては、「試行運用期間における問題発生時の対応及び連絡等の詳細について」(平成29年6月16日付総官参第11号。以下「通知」という。)(別添参考2)における、特にご留意いただきたい厚生労働省への照会・連絡方法について、下記のとおりまとめたので、内容をご確認いただき、問題発生時においては、対応及び連絡等に遺漏がないようお願いするとともに、貴管内市町村(保健所を設置する市及び特別区を含む。)への周知をお願いします。

記

○通知の1.(4)関係

情報照会者における点検又は情報提供者における原因究明により、システム面又は事務処理面での確認が必要な場合や事務処理上の支障が他の地方公共団体にも生じることが見込まれる場合等には、通知の4に基づいて対応を行うこととされており、予防接種行政手続きに係る情報照会及び下記特定個人情報の情報提供に関する案件については厚生労働省健康局へ連絡をお願いします。(連絡先は別途記載。)

特定個人情報番号	特定個人情報名
84	予防接種法による予防接種の実施の情報

○通知の4.(4) 関係

(厚生労働省健康局への照会・連絡について)

- ① 総務省より発出されている「情報提供ネットワークシステムの運用開始について」(平成29年4月21日付府番第77号・総官企第227号)(別添参考3)に記載のとおり、市区町村からの連絡は都道府県を通じて行ってください。
- ② 厚生労働省への照会・連絡は、電話、電子メール又は情報共有サイトのいずれを用いても差し支えありませんが、電話又は電子メールを使用する場合は、従来の事務処理において行っていただいていたとおり、市区町村から都道府県の制度所管部局を通じて照会・連絡することも可能ですので、必ずしも各機関の番号制度とりまとめ所管部局を通じて行う必要はありません。
また、情報共有サイトを使用する場合は、情報共有サイトに登録されている連絡窓口を通じて行ってください。
- ③ 予防接種分野における厚生労働省健康局への照会・連絡については下記照会先までお願いします。

以上

○照会先

厚生労働省健康局健康課予防接種室

連絡先：03-5253-1111 (内線 2383)

メールアドレス：yoboseshu@mhlw.go.jp